

### (3) 「許可申請書関係及び入契手続き書類の押印省略」について

令和2年12月23日の官報（号外第269号）に「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」が掲載されました。

同省令の施行により、建設業においても**建設業許可や経営事項審査の申請書類への押印が不要**となりました（令和3(2021)年1月1日施行）。

具体的には、以下の申請書類について押印が不要となります。

- 様式第一号 建設業許可申請書
- 様式第六号 誓約書
- 様式第七号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の証明書
- 様式第七号の二 常勤役員等の略歴書
- 様式第八号 専任技術者証明書
- 様式第九号 実務経験証明書
- 様式第十号 指導監督的実務経験証明書
- 様式第十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- 様式第十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
- 様式第十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
- 様式第二十二号の二 変更届出書
- 様式第二十二号の三 届出書
- 様式第二十二号の四 廃業届
- 様式第二十二号の五 譲渡及び譲受け認可申請書
- 様式第二十二号の六 誓約書
- 様式第二十二号の七 合併認可申請書
- 様式第二十二号の八 分割認可申請書
- 様式第二十二号の九 届出書
- 様式第二十二号の十 相続認可申請書
- 様式第二十二号の十一 誓約書
- 様式第二十二号の十二 届出書
- 様式第二十五号の十一 経営状況分析申請書
- 様式第二十五号の十四 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書
- 様式第二十五号の十六 登録経営状況分析機関登録申請書

また、国土交通省は**物品・役務を含むすべての調達案件を対象に、入札契約関連書類の押印を省略**することとし、見積書や請求書、事業者が提出する書類で押印をなくします。ただし、会計法で記名・押印を求める契約書は押印が必要になります。

## 2020/12/25 国交省／入契手続き書類の押印省略 2021年1月1日から運用／契約書は押印必要

---

【建設工業新聞 12月25日 1面記事掲載】

国土交通省は物品・役務を含むすべての調達案件を対象に、入札契約関連書類の押印を省略する。見積書や請求書、事業者が提出する書類で押印をなくす。会計法で記名・押印を求める契約書は押印が必要になる。

2021年1月1日以降の調達案件から運用する。これを機に国交省は電子入札システム、電子契約システムの積極的な利用を呼び掛ける。

官房会計課は押印見直しの文書を、全発注部局に23日付で送付。25日には国交省のホームページ（HP）で公表する。オンライン手続きが困難な場合の書面手続きで、契約書を除くすべての書類で押印を省く。「責任者および担当者」の氏名と連絡先を必ず記載してもらい、真正性を確認するため必要に応じ連絡する。

国交省は2003年度に工事、業務とも電子入札システムの運用を本格化。利用率は97%に達している。電子契約システムは20年度に全面運用。書面でやりとりしていた契約締結や契約変更、支払い請求もオンライン対応が可能になった。

政府は行政手続きで求めていた「認め印」を全廃する。押印を求める行政手続き全1万4992のうち、印鑑証明などが必要な83を除く1万4909（99.4%）を廃止する。法改正が必要なものは来年の通常国会に一括法案を提出する。

ワイズ公共データシステム ホームページより抜粋